

事業環境変化対応型支援事業（インボイス、価格転嫁対策関連事業） 個別相談窓口設置事業および専門家派遣事業 実施要領

令和8年4月
全国中小企業団体中央会

1. 趣 旨

組合等連携組織は、経営環境の変化等に対応し、組合員企業の経営革新に必要な共同事業を実施するとともに、迅速かつ効率的な組織運営を行うことが求められている。しかし、こうした組織活動においては常に様々な課題を内包している。特に、インボイス制度への対応およびそれに伴い必要となるデジタル環境の整備の対応や、最低賃金引上げ、エネルギー価格・物価の高騰の対応や価格転嫁対策といった事業環境変化による影響を受けている。

そこで、こうした課題を有する組合等連携組織に対し、全国中央会がそれぞれの分野の専門家を委嘱し、課題解決のためのアドバイスを行うことにより、共同事業の強化及び組織運営体制整備等を図ることを目的とする。

2. 指導対象

本会における指導対象は、全国を地区とする組合、2以上の都道府県の区域を地区とする組合、概ね中小企業者で構成あるいは出資する一般社団法人、一般財団法人、共同出資会社及び任意グループとする。

3. 指導方法及び指導時間

組合等が直面している課題の解決を図るため、全国中央会が委嘱した専門家及び中央会指導員を、組合等の要請に基づいて派遣し、必要な指導を行うものとする。この際、原則として日時を定め、一定の場所において相談指導ないしは講義等の形態で行うほか、必要に応じて現地指導等も実施する。

なお、指導時間は原則として1回2時間とし、期間・回数は、そのテーマに応じ1回ないしは2回程度とする。さらに、指導相談回数がそれ以上になると見込まれる場合は、事前に本会と協議するものとする。

4. 経 費

本事業については、原則として専門家謝金・旅費等の経費の全額を全国中央会が負担することとする。

5. 委嘱する専門家

本会が委嘱する専門家は、以下に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者（大学等教育機関関係者、公的研究機関関係者）
- (2) 弁護士
- (3) 公認会計士

- (4) 税理士
- (5) 中小企業診断士
- (6) その他事業実施に当たり適切な知識を有する者

6. お申し込み

所定様式1により、相談日等の2週間前までに全国中央会に申し込むものとする。